



令和5年度 南砺市不妊治療費助成金制度について

南砺市では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減となるよう助成を実施しています。

対象者	次の要件を全て満たす方 (1) 治療の開始日において、妻の年齢が43歳未満の方 (2) 申請日において、夫婦のどちらかが1年以上前から南砺市に住民登録している方 (3) 国民健康保険法、健康保険法その他の規定による医療保険法の被保険者、被扶養者の方 (4) 市税を滞納していない方(助成を受ける方と同一世帯員全員) (5) 日本国内の医療機関において医師による不妊治療を行っている方
対象となる治療	保険適用・適用外の不妊治療 (1) 不妊の原因検査とその治療(※検査は治療を伴うもののみ対象です) (2) 一般治療(タイミング法、人工授精) (3) 生殖補助医療(体外受精、顕微授精、男性不妊の手術) (4) 保険適用外の不妊治療費 * 胚凍結維持管理料、食事療養費、個室料、文書料等は対象となりません。
助成額	夫婦一組 30万円(上限) * 保険適用の治療をされる方は、公的医療保険の高額療養費制度を活用ください。 * 高額療養費、付加給付金等の額を差し引いた額となります。
治療費が高額になりそうなとき	治療費が高額になる見込みの方は、事前に「限度額適用認定証」を取得し、医療機関へ提示してください。
申請に必要な書類 ●様式があるもの □市民センターで 交付手続きするもの	(1) 不妊治療費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号) ● (2) 不妊治療費医療機関受診証明書(様式2号)● (受診した医療機関で作成してもらってください。) (3) 不妊治療費の領収書 および 診療明細書(原本) (医療機関、薬局から発行された原本) (4) 夫婦の健康保険証の写し (5) 限度額適用認定証の写し(取得された方) (6) 高額療養費の支給額、付加給付金等の額を確認できる書類(支給された方) (7) 振込口座の分かる通帳もしくはカードの写し (8) 申請者及び同一世帯全員の市税の完納証明書 ●□ (9) 申請者の戸籍謄本(新規申請もしくは夫婦が同一世帯にない場合に限る) □ (10) 印鑑 県の特定不妊治療費助成金交付申請をされた方 (1) 富山県特定不妊治療費助成事業受診証明書の写し (2) 富山県特定不妊治療費助成承認(不承認)決定通知書の写し 事実婚関係の方のみ提出 (1) 戸籍謄本 二人分 (2) 事実婚関係に関する申立書(様式第3号) ●
申請期限	最終期限：令和6年3月31日 令和5年4月1日～令和6年3月31日に実施した治療分が対象です。 令和5年度内に実施した治療分は、できるだけ速やかに申請してください。 最終期限までに申請ができない場合は、必ず事前に福光保健センターへご連絡ください。 令和6年1月～3月に終了した治療費について、高額療養費の申請や、県の特定不妊治療費助成金の申請をされる方 * 令和6年1月～3月に終了した治療費について、高額療養費の申請や、県の特定不妊治療費の申請をされる方のみ、申請期限を6月30日まで延長できます。 該当される方は、3月中に福光保健センターへ事前連絡をお願いします。
申請窓口	南砺市 福光保健センター(公立南砺中央病院3階) 南砺市 健康課 健康増進係(地域包括ケアセンター)
お問い合わせ先	南砺市 福光保健センター TEL 0763-52-1767 〒939-1724 南砺市梅野2007番地5 (公立南砺中央病院3階)

